

冬の感染症を予防しましょう！

問 さざんか会館健康支援課 ☎ 0857-22-5694 ☎ 0857-22-5669

空気が乾燥し、気温が低くなる冬は、さまざまな感染症にかかりやすい季節です。しっかり予防しましょう。

体調がすぐれないときは、早めに医療機関を受診しましょう。必要に応じて学校や職場を休んだり、医療機関や高齢者施設への面会を控えるなど、感染を広げないように注意しましょう。

	感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）	インフルエンザ
特徴	ノロウイルスなどの病原体を手指や食品などを介して口から取り込むことで感染し、嘔吐や下痢などを起こします。感染力が強く、少量のウイルスでも感染・発症します。	患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込んだり、ウイルスが手についたまま目や鼻などを触ることで感染します。発熱や関節痛などの症状があり、肺炎などを合併して重症化することがあります。
予防ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●小まめな手洗い（外出後、調理や食事の前など） ●十分な休養とバランスのとれた栄養摂取（抵抗力を高める） ●食材はしっかり加熱（85～90℃で90秒以上） ●嘔吐物や便の処理は手袋・マスクなどを着用 ●嘔吐物で汚染された場所やトイレなどの消毒は次亜塩素酸ナトリウムを使用 	<ul style="list-style-type: none"> ●流行前のワクチン接種（発病防止や重症化を防ぐ効果） ●流行期には人混みや外出を控える ●人混みに出る時のマスク着用、咳エチケット

河川の水質の状況をお知らせします

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-30-8084 ☎ 0857-20-3918

本市では、市内の河川の水質調査を毎年行っています。主な河川の調査結果について、平成21年度から30年度までの10年間の状況をお知らせします。

千代川では、経年的にみるとほぼ環境基準を満たし、清浄な水質を維持しています。その他の河川も概ね清浄な状態を保っています。

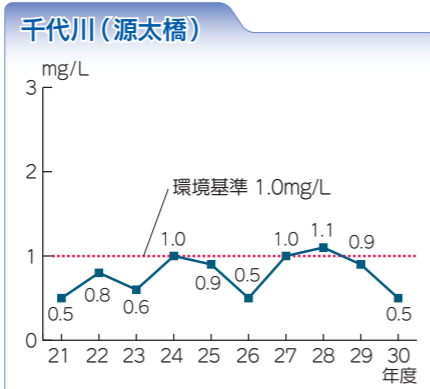
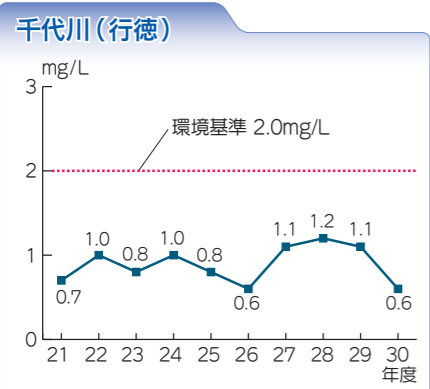
しかし、毎年市内の都市河川、水路等で重油、軽油などの油類の流出事故が発生しています。その中には、家庭からの灯油、食用油が原因と思われるものも見受けられます。

清らかな水を保つためには、「今すぐできること」を一人ひとりが実施することが大切です。次のようなことを実践してください。

- 灯油、食用油などの油類を水路に流さない。
- 家庭の浄化槽を適切に管理する。
- 調理くずや食べ残しが水路に流れてしまわないようにろ過袋を使う。

※BOD（生物化学的酸素要求量）一定時間に微生物が必要とする酸素の量。河川の汚れの目安とされ、数値が大きいほど水が汚れています。

千代川のBOD



※有富川合流地点より上流は、BOD1.0mg/L以下、下流はBOD2.0mg/L以下の環境基準が設定されています。

千代川以外の主なBOD

河川名	BOD 数値
佐治川(佐治町小原)	0.8mg/L
八東川(河原町片山)	0.5mg/L
砂見川(長谷橋)	0.8mg/L
有富川(津浪橋)	0.5mg/L
大路川(西大路橋)	1.4mg/L
新袋川(面影橋)	0.7mg/L
袋川(若桜橋)	0.5mg/L
河内川(気高町宝木)	0.9mg/L
勝部川(青谷町青谷)	1.5mg/L
塩見川(福部町細川)	0.8mg/L

※上記河川に環境基準は設定されていません。

償却資産(固定資産税)の所有者は申告を

問 本庁舎固定資産税課 ☎ 0857-30-8156 ☎ 0857-20-3920

対象 事業を行っている個人や会社で、市内に償却資産を所有している場合

提出内容 令和2年1月1日現在の資産の状況について、償却資産申告書を提出してください。

添付書類 個人名義で申告する場合：個人番号が確認できるカードなどと、身元確認できる運転免許証など ※郵送の場合は写しを添付

提出期限 1月31日(金)

提出先 固定資産税課、各総合支所市民福祉課

インターネットによる電子申告「eLTAX(エルタックス)」のご利用案内

本市では、エルタックスによる固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けています。エルタックスのサービスは無料でご利用いただけます。

▼エルタックス利用によるメリット▼

- 自宅やオフィスからインターネットで手続きできます。
- エルタックス用の無償ソフト「PCdesk」または市販の税務・会計ソフト(エルタックス対応ソフトに限る)で申告書が簡単に作成できます。
- 複数の市町村への申告を、まとめて一度に送信できます。

※詳しくは、ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

償却資産の種類と具体例

種類	資産の例
第1種 構築物(建物附属設備を含む)	プレハブなど簡易な建物で家屋評価としないもの、舗装路面、広告塔、門、フェンス、外灯、側溝、建物から独立しているキャノピーなど
第2種 機械および装置	工作機械、製造機械、印刷機械などの機械設備、ブルドーザー、パワーショベルなど土木機械、屋外の受変電設備、太陽光発電設備(出力10 ⁴ W以上)など
第3種 船舶	漁船、貨物船、客船、ボートなど
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種 車両および運搬具	自転車、リヤカー、構内運搬車、フォークリフト、大型特殊自動車など(ただし、自動車税や軽自動車税を課されているものは除く)
第6種 工具・器具および備品	机、椅子、ロッカー、レジスター、パソコンなどの事務機器、理美容機器、医療機器、測定工具、厨房用品、冷暖房機器、音響機器など

※第1種構築物：賃借人(テナントの人など)が取付けた建物附属設備および内部造作・設備などで事業の用に供されている資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

あなたの飼い犬・飼い猫は、ご近所に迷惑をかけていませんか？

問 生活安全課(鳥取県東部庁舎内) ☎ 0857-20-3676 ☎ 0857-20-3687、各総合支所市民福祉課(14ページ)

飼い犬や飼い猫のルールやマナーについての相談や苦情が多く寄せられています。飼い方について思い当たることはありませんか？

無責任な野良猫のエサやりをしない

無責任に野良猫にエサを与えることで、野良猫がどんどん増えて、フン・尿や鳴き声などによる周辺への被害や迷惑も大きくなります。周辺住民の理解を得られない状況で不妊・去勢手術や猫のトイレ管理もしないで、無責任に野良猫にエサやりをすることは止めましょう。

最期まで面倒をみる

飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最期まで責任と愛情を持って飼育してください。どうしても飼えなくなった場合、責任を持って飼ってくれる人を探してください。

ふん・尿を始末する

フンは持ち帰り、尿は持参したペットボトルの水で流すなど、後始末を行いましょう。「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により「飼い犬のフンの放置」は禁止されています。違反した場合、2万円以下の過料が科される場合もあります。

不妊・去勢手術をする

生まれた子犬や子猫を飼えない、新たな飼い主を見つけることが出来ないのであれば、生まれる前に飼い主の責任で不妊・去勢手術を行いましょう。また、病気の予防にもなります。

迷子にしない

連絡先がわかるよう首輪に必ず鑑札を装着し、迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。名札やマイクロチップの装着も推奨します。

犬はつないで飼う・無駄吠えをさせない

放し飼いはもちろん、散歩中も必ずリードをつけて放さないようにしてください。無駄吠えが続くと近所の人や犬が嫌いになります。無駄吠えの原因を解消するなど、しつけをしましょう。

猫は屋内で飼う

交通事故や病気、猫同士のケンカによるケガを避けるためにも屋内で飼いましょう。